

選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議の推進を求める意見書

2017年の内閣府「家族の法制に関する世論調査」では、選択的夫婦別姓制度の導入に66.9%の国民が賛成・容認と答え、特に平均婚姻年齢の30代においては84.4%にも及んだ。

夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度の導入に関し、1996年2月に法制審議会が民法改正を答申してから26年が経過している。近年、結婚前の姓で社会的信用や実績などを築く期間が長くなっていることから、結婚に伴う改姓により社会的不利益・不都合や精神的苦痛を被る事例が更に増加している。

2018年3月の衆議院法務委員会において、夫婦同姓制を採用している国は日本以外にはない旨、また2021年4月の同委員会において、法務大臣が、仮に選択的夫婦別姓制度が導入された場合でも、戸籍の機能や重要性は変わらない旨を答弁している。

最高裁判所では夫婦の氏についての制度の在り方について、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と示している。

国においては、女性の社会進出を一層図るためにも、国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月15日

埼玉県比企郡鳩山町議会

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	山東 昭子 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
法務大臣	古川 禎久 様
男女共同参画担当大臣	野田 聖子 様